

令和6年葉山町議会第4回定例会提出議案

- 議案
- 62 令和6年度葉山町一般会計補正予算（第7号）
 - 63 令和6年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 64 令和6年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 65 令和6年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 66 令和6年度葉山町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 別紙
「補正予算案の概略」
のとおり
- 67 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
 - 68 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
 - 69 葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
 - 70 葉山町介護保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
 - 71 葉山町消防団条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
 - 72 第五次葉山町総合計画基本構想及び第1期基本計画の策定

令和6年度 12月補正予算の概要

(単位:千円)

	会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
	一 般 会 計	14,294,527	33,245	14,327,772
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,579,298	1,236	3,580,534
	後 期 高 齢 者 医 療	1,340,607	1,048	1,341,655
	介 護 保 険	3,370,424	26,857	3,397,281
	小 計	8,290,329	29,141	8,319,470
	下 水 道 事 業 会 計	3,617,618	1,776	3,619,394
	合 計	26,202,474	64,162	26,266,636

1 一般会計

(1)歳入

5	➤	国庫支出金	585	千円
6		マイナンバーカード交付事務費補助金	200	千円
7		地域生活支援事業費補助金	385	千円
8	➤	県支出金	392	千円
9		在宅障害者福祉対策推進事業補助金	200	千円
10		地域生活支援事業費補助金	192	千円
11	➤	財産収入	12,238	千円
12		土地売払収入（風早橋バス停用地売却）		
13	➤	寄附金	30	千円
14		図書館費寄附金		
15	➤	繰入金	20,000	千円
16		財政調整基金繰入金		
		前年度末残高	1,153,454	千円 ①
		補正前 今年度末残高見込	1,069,476	千円 ②
		今回補正額（基金繰入額）	20,000	千円 ③
		補正後 今年度末残高見込	1,049,476	千円 ②-③

(2)歳出

19	➤	職員給与費	13,584	千円
----	---	-------------	--------	----

1	給料、職員手当等の変動に伴う更正増	
2	➤ 他会計繰出金（職員給与費分）	11,782 千円
3	国民健康保険特別会計繰出金	1,236 千円
4	後期高齢者医療特別会計繰出金	547 千円
5	介護保険特別会計繰出金	9,999 千円
6	➤ 一般事務運営事業	553 千円
7	「書かない窓口」開始に伴う総合案内職員の増員	
8	➤ 徴収事務費	196 千円
9	キャッシュレス及び口座振替納付の令和7年度啓発用チラシ印刷	
10	➤ マイナンバーカード交付事業	200 千円
11	郵便料金の改定等に伴う更正増	
12	➤ 介護保険特別会計繰出金	2,151 千円
13	介護給付費繰出金	297 千円
14	職員給与費等繰出金（郵便料金改定）	51 千円
15	地域支援事業費繰出金	1,803 千円
16	➤ 在宅障害者福祉対策推進事業	1,500 千円
17	住宅設備改良費助成事業	400 千円
18	日常生活用具費支給等事業	1,100 千円
19	➤ 後期高齢者特別会計繰出金	501 千円
20	職員給与費等繰出金（郵便料金改定等）	
21	➤ 一般事務費（児童福祉総務費）	6,677 千円
22	令和5年度児童手当負担金（国費）の返還	
23	➤ 保育園運営事業	400 千円
24	価格高騰に伴う給食食材費の更正増	
25	➤ ゼロ・ウェイスト推進事業	2,400 千円
26	家庭用生ごみ処理機購入費補助金の更正増	
27	➤ 文化財啓発事業	211 千円
28	指定文化財保存修理等補助金（町指定文化財「長柄上の庚申塔」の移設）	
29	➤ 資料整備事業	30 千円
30	寄附金を活用した図書購入	
31	➤ 予備費（歳入歳出額の調整）	△6,940 千円
32		
33		

1 **2 国民健康保険特別会計**

2 (1)歳入

3 ▶ 繰入金..... 1,236 千円
4 職員給与費等繰入金

5 (2)歳出

6 ▶ 職員給与費 724 千円
7 報酬、職員手当等の変動に伴う更正増
8 ▶ 国民健康保険料徴収強化事業..... 512 千円
9 報酬、職員手当等の変動に伴う更正増
10 ▶ 特定健康診査等事業..... 170 千円
11 郵便料金の改定に伴う更正増
12 ▶ 国庫支出金等返納金..... 2 千円
13 令和5年度社会保障・税番号制度システム整備費等補助金（国費）の返還
14 ▶ 予備費（歳入歳出額の調整） △172 千円
15
16

17 **3 後期高齢者医療特別会計**

18 (1)歳入

19 ▶ 繰入金..... 1,048 千円
20 職員給与費等繰入金

21 (2)歳出

22 ▶ 職員給与費 547 千円
23 報酬、職員手当等の変動に伴う更正増
24 ▶ 徴収経費 501 千円
25 郵便料金の改定等に伴う更正増
26
27

28 **4 介護保険特別会計**

29 (1)歳入

30 ▶ 繰入金..... 26,857 千円

1	介護給付費繰入金	297 千円
2	職員給与費等繰入金	10,050 千円
3	地域支援事業費繰入金	1,803 千円
4	介護保険給付費等基金繰入金	14,707 千円

5 (2)歳出

6	▶ 職員給与費	9,999 千円
7	給料、職員手当等の変動に伴う更正増	
8	▶ 介護保険運営事業	51 千円
9	郵便料金の改定に伴う更正増	
10	▶ 高額医療合算介護・予防サービス事業	2,380 千円
11	高額医療合算介護・予防サービス費の更正増	
12	▶ 介護予防・生活支援サービス事業	14,427 千円
13	介護予防・生活支援サービス事業費の更正増	14,276 千円
14	高額介護予防サービス費の更正増	151 千円

15

16

17 5 下水道事業会計

18 (1)収益的支出

19	▶ 職員給与費	1,769 千円
20	給料、職員手当等の変動に伴う更正増	

21 (2)資本的支出

22	▶ 職員給与費	7 千円
23	職員手当の変動に伴う更正増	

24

一般会計補正予算の内訳

○歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,782,694	40.5		5,782,694	40.4
地 方 譲 与 税	62,001	0.4		62,001	0.4
利 子 割 交 付 金	3,000	0.0		3,000	0.0
配 当 割 交 付 金	44,000	0.3		44,000	0.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	40,000	0.3		40,000	0.3
法 人 事 業 税 交 付 金	38,000	0.3		38,000	0.3
地 方 消 費 税 交 付 金	720,000	5.0		720,000	5.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	20,000	0.1		20,000	0.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0		1	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	14,000	0.1		14,000	0.1
地 方 特 例 交 付 金	277,000	1.9		277,000	1.9
地 方 交 付 税	1,258,657	8.8		1,258,657	8.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	51,872	0.4		51,872	0.4
使 用 料 及 び 手 数 料	179,834	1.3		179,834	1.3
国 庫 支 出 金	1,922,849	13.5	585	1,923,434	13.4
県 支 出 金	922,748	6.5	392	923,140	6.4
財 産 収 入	10,278	0.1	12,238	22,516	0.2
寄 附 金	90,000	0.6	30	90,030	0.6
繰 入 金	710,560	5.0	20,000	730,560	5.1
繰 越 金	1,022,182	7.2		1,022,182	7.1
諸 収 入	320,055	2.2		320,055	2.2
町 債	800,796	5.6		800,796	5.6
合 計	14,294,527	100.0	33,245	14,327,772	100.0

○歳出(目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	178,006	1.2	1,606	179,612	1.3
総 務 費	2,433,142	17.0	7,722	2,440,864	17.0
民 生 費	5,017,737	35.1	29,410	5,047,147	35.2
衛 生 費	2,492,403	17.4	8,553	2,500,956	17.5
農 林 水 産 業 費	44,711	0.3	908	45,619	0.3
商 工 費	172,149	1.2	1,948	174,097	1.2
土 木 費	1,407,271	9.8	△ 7,504	1,399,767	9.8
消 防 費	681,034	4.8	△ 751	680,283	4.7
教 育 費	1,297,367	9.1	△ 1,707	1,295,660	9.0
災 害 復 旧 費	1,000	0.0		1,000	0.0
公 債 費	524,126	3.7		524,126	3.7
予 備 費	45,581	0.3	△ 6,940	38,641	0.3
合 計	14,294,527	100.0	33,245	14,327,772	100.0

*各表の構成比は、表示単位未満の端数整理により、合計が100%とならない場合があります。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の期末・勤勉手当の支給率及び給料表について改正を行うこととした。

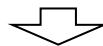
2 内 容

- (1) 初任給をはじめ、若年層に重点を置いて給料表の改定を行うこととした。
- (2) 一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）の期末・勤勉手当について、令和 6 年 12 月期及び令和 7 年度以降の支給率を次のとおり改めることとした。

		一般職の職員		再任用職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
現 行	6 月期	1. 225 月	1. 025 月	0. 6875 月	0. 4875 月
	12 月期	1. 225 月	1. 025 月	0. 6875 月	0. 4875 月
	計	2. 45 月	2. 05 月	1. 375 月	0. 975 月
	年間計	4. 5 月		2. 35 月	



令和 6 年 12 月 適 1 用 日		一般職の職員		再任用職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1. 225 月	1. 025 月	0. 6875 月	0. 4875 月
	12 月期	1. 275 月	1. 075 月	0. 7125 月	0. 5125 月
	計	2. 5 月	2. 1 月	1. 4 月	1 月
	年間計	4. 6 月		2. 4 月	



令和 7 年 4 月 施 1 行 日		一般職の職員		再任用職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1. 25 月	1. 05 月	0. 70 月	0. 50 月
	12 月期	1. 25 月	1. 05 月	0. 70 月	0. 50 月
	計	2. 5 月	2. 1 月	1. 4 月	1 月
	年間計	4. 6 月		2. 4 月	

3 施行期日

- (1) この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行することとした。
- (2) 給料表に係る改正規定は令和6年4月1日から適用し、令和6年12月期に支給する期末・勤勉手当に係る改正規定は令和6年12月1日から適用することとした。
- (3) 令和6年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給の調整について、権衡上必要と認められる限りにおいて、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができることとした。
- (4) 改正前の条例の規定に基づいて支給された給料は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるものの内払とみなすこととした。

条例の概要

題 名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率の改正を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率について改正を行うこととした。

2 内 容

期末手当の支給率を次のとおり改めることとした。

	現行		令和 6 年 12 月 1 日 適用		令和 7 年 4 月 1 日 施行
6 月期	2.25 月	⇒	2.25 月	⇒	2.3 月
12 月期	2.25 月		2.35 月		2.3 月
年間計	4.5 月		4.6 月		4.6 月

3 施行期日

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

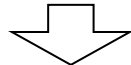
1 趣 旨

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告を勘案し、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給率について改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 特定任期付職員の給料表について、国家公務員の特定任期付職員に適用する俸給表の改正に準じて給料表の改定を行うこととした。
- (2) 特定任期付職員の期末手当について、令和 6 年 12 月期の支給率を次のとおり改めることとした。

現 行		特定任期付職員
		期末手当
	6 月期	1.7 月
	12 月期	1.7 月
	年間計	3.4 月



令 和 6 年 12 月 適 用 日		特定任期付職員
		期末手当
	6 月期	1.7 月
	12 月期	1.75 月
	年間計	3.45 月

3 施行期日

- (1) この条例は公布の日から施行することとした。
- (2) 給料表に係る規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用し、令和 6 年 12 月期に支給する期末手当に係る規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用することとした。
- (3) 令和 6 年 4 月 1 日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給について、権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができることとした。

- (4) 改正前の条例の規定に基づいて支給された給料は、改正後の条例の規定による給料の内払とみなすこととした。

条例の概要

題 名

葉山町介護保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

葉山町介護保険給付費支払基金を保険給付費のほか、地域支援事業費及び保健福祉事業費に充当する必要があるとあり、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

葉山町介護保険給付費支払基金の名称を葉山町介護保険給付費等基金とし、保険給付費のほか、地域支援事業費及び保健福祉事業費に充てる財源とすることとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題名

葉山町消防団条例の一部を改正する条例

1 趣旨

特定の消防事務に従事する機能別団員制度の導入に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 本団に機能別団員を置くこととし、その定数を27人とするものとした。
- (2) 機能別団員に年額報酬及び出動報酬を支給することとした。また、他の団員との均衡を勘案して、退職報償金は支給しないものとした。
- (3) 消防団員に係る欠格条項を定めるものとした。
- (4) 消防団長等に欠員が生じた場合、新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間とするものとした。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。